

四職工扶助令中改正意見

一現行恩給年限二十五年ヲ十五年ニ短縮  
一陸軍共濟組合員ニ適用セスノ一項ヲ削除スルコト

等稍具體的細目ニ亘リ全會ノ提案及意見ヲ決定セリ又  
参加団体ハ概ネ尤ノ団体代表者約三十名ニシテ未ル十日頃迄  
ニ未取スルモノ、如シ

イ、小石川労働會 (東京砲兵工廠職工)

ロ、日本労働聯盟 (集地海軍工廠職工等)

(前報ニ日本労働會ト記載セルハ誤リ)

ハ、工 人 會 ( 上 )

ニ、横須賀海軍工廠職工團

ホ、吳海軍工廠職工團 (八幡製鉄所職工)

ヘ、八幡同志會 (大阪砲兵工廠)

ト、向上會本部 (東京砲兵工廠名古屋支廠職工)

チ、向上會名古屋支部 (大阪被服支廠職工)

リ、向上會大被支部 (大阪被服支廠職工)

ハ、横須賀、吳西工廠ハ職工団体ナキ趣ヲ以テ職工有志

参加スルモノ、如シ

尚未ル十日午前九時ヨリ市内一部ニ一時間ノ予定ヲ以テ  
示威運動ヲ行フ計画ヲ為セルカ本件ハ未夕規程ノ届出  
ヲ為サ、ルモ其幹部員ニ對シ此際社會ノ同情ヲ失ハサル  
様自重スヘク一應心ノ警告ヲ加ヘ置キタリ

追而曩ニ警告視(費)廳通報ニ係ル官營労働者諸氏  
ニ告クト題スル宣傳シラハ當地ニ送付ノ事實未タ無之

モ向上會ハ此ノ機ニ乘シ全會ノ發展ヲ策シ別紙宜  
傳紙三方枚ヲ印刷各地ノ労働者ニ配付スル計画準

備中ニ其第一看手トシテ先ノ阪神地方ノ官營工  
場職工ニ對シ其退所時ニ於テ各門前ニテ配付セムトス

ルモノナリ

右及申(通)報候也